

令和3年度使おう県産材！「徳島すぎの家」普及拡大事業  
使おう県産材「徳島すぎの家づくり協力店」募集要項

1. 目的

多くの県民に徳島県産材の良さを知ってもらい、さらなる県産材の利用拡大を図るため、県内で県産材を使用して施工される建築物を「モデルハウス」としてPRし、県産材利用に繋がる普及啓発活動を行う「徳島すぎの家づくり協力店」（以下「協力店」という。）を募集する。

2. 募集内容

徳島すぎの家づくり協力店による「徳島すぎの家」普及啓発業務

3. 用語の定義

この要項で用いる用語及び定義は次のとおりとする。

① 徳島すぎの家

新築物件は、建物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第一条第1項三号）に県産材を材積で50%以上使用しているもの。

改修物件は、壁や床等の内外装に県産材を材積で50%以上使用しているもの。

② 徳島すぎの家づくり協力店

県産材を使用した木造住宅の設計・建築と、徳島の森づくり活動に積極的に協力している工務店・建築士事務所等で徳島県木材認証機構に「協力店」として登録されている者。

③ 県産材

徳島県木材認証機構による認証県産材のほか、SGEC認証・FSC認証県産材又は徳島県内で合法的に伐採されたことが証明できる木材

④ JAS構造材

製材等JAS認証工場で格付けされた構造用製材（枠組工法用を含む。）で、本事業では次の指定箇所を使用されるものとする。JAS構造材で申請する場合は、指定箇所に使用する材積の70%以上がJAS構造材であること。

指定箇所：土台、柱、梁桁、母屋、小屋束

4. 業務概要

「協力店」が実施する普及啓発活動業務は次のとおりとする。

- ①「徳島すぎ」の良さをPRでき、リモート等も含めた新しい生活様式にも対応した構造見学会又は完成見学会を2日以上行い、積極的に情報発信を行うこと。
- ②施工現場において、徳島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という）から貸与する「県産材のぼり」を設置すること。

5. 応募資格

(1)「協力店」の応募条件は次のとおりとする。

- ①徳島県木材認証機構に登録されている「協力店」であること。また、令和3年度中に「協力店」に登録予定の者。
- ②自己および自己の役員等が禁固刑以上の刑を5年以内に受けていないこと。

- ③国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、それらと取引や関係がないこと。
- ⑤本事業と合わせて宗教活動および政治活動を行わないこと。

(2)「モデルハウス」の条件は次のとおりとする。

- ①3. で定義した「徳島すぎの家」に該当すること。
- ②徳島県内で新築又は改修される建築物（公共建築物・宗教施設・反社会的勢力が関係する施設を除く）で、1棟当たりの県産材使用材積が10m<sup>3</sup>以上のもの。
- ③事業採択日から令和4年2月28日までに上棟が完了する物件。
- ④普及啓発活動に使用する物件の建築主の同意を得ていること。
- ⑤新築、改修で特定行政庁の確認申請が必要な物件については、建築確認済証が交付されている物件であること。
- ⑥新築・改修で建築確認済証が必要ないものは、請負契約書等で受注の事実が確認できること。

## 6. 募集期間

募集期間は令和3年6月22日から令和3年7月31日までとする。なお、募集期間中に予算に到達した場合は募集を停止する。

## 7. 事業期間

事業採択後から令和4年3月20日まで

## 8. 普及啓発活動費

普及啓発活動に使用する「モデルハウス」の県産材使用材積に応じて、普及啓発活動に要した費用（以下「活動費」という。）を次の条件で支払う。ただし、1事業者当たり  
の上限金額を40万円（JAS 構造材を指定する箇所に使用する場合は上限45万円）とする。

- ①10m<sup>3</sup>以上15m<sup>3</sup>未満は上限20万円（JAS 構造材使用の場合は上限25万円）
- ②15m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満は上限30万円（JAS 構造材使用の場合は上限35万円）
- ③20m<sup>3</sup>以上は上限40万円（JAS 構造材使用の場合は上限45万円）

## 9. 事業実施の流れ

### ①計画書の提出

計画書（様式1号）を事務局に郵送又は持参により提出する。

### ②審査

提出された計画書が条件を満たすか受付順に審査を行う。審査に関する問合せには応じない。

### ③通知

審査結果については、全応募者に対して郵送で通知する。

### ④事業実施承諾書の提出

審査で実施者として採択された者は、事業実施承諾書（様式2号）を提出する。  
なお、計画を取り下げる場合は事業取下書（様式3号）を提出する。

⑤「県産材のぼり」の貸与

事業実施承諾書を提出した者に対して、事務局から「県産材のぼり」を貸与する。

⑥見学会実施届の提出

構造見学会又は完成見学会等の普及啓発活動を実施する前に、見学会実施届（様式4号）をメール等で事務局に提出する。（事務局が実施状況を現地で確認する場合がある。）

⑦事業実施

参加者の安全に配慮しながら、普及啓発活動に取り組み、写真等で実施状況を記録する。なお、事業計画に変更が生じた場合は計画変更申請書（様式5号）を遅滞なく提出する。

⑧事業完了報告書の提出

事業完了後1ヶ月以内もしくは令和4年3月20日のどちらか早い期間までに事業完了報告書（様式6号）、経費精算書（様式7号）および業務日報（様式8号）を事務局に提出する。なお、人件費以外の経費については、支払いが分かる領収書等を経費精算書に添付する。

⑨額の確定

事務局は完了報告書について審査し、その内容が本要項に適合すると認めるときは、交付する活動費の額を確定し、事業者に郵送あるいはメール等で通知する。

⑩請求書の提出

額の確定通知書を受け取った「協力店」は事務局に請求書（様式9号）を送付する。

10. 事業および交付の取り消し

事務局は、計画書に虚偽が発見された場合や事業の実施にあたり不正が認められる場合は、計画および事業の取り消しを行うとともに、活動費の支払いを行わないものとする。また、支払い後に虚偽・不正が発覚した場合、活動費の返還を求めることができるものとする。